豊田工業高等専門学校	開講年度	平成31年度 (2019年度)	授業科目	法学Ⅱ

科目基礎情報

科目番号	04212	科目区分	一般 / 選択
授業形態	講義	単位の種別と単位数	学修単位: 2
開設学科	情報工学科	対象学年	4
開設期	後期	週時間数	2
教科書/教材	なし。適宜、レジュメ等の資料を配布する。／［参考図書］『スタートライン民法総論〔第3版〕』池田真朗（日本評論社）ISBN 978-4535518292／道垣内弘人『プレップ 法学を学ぶ前に』（弘文堂）ISBN 978-4335313127		
担当教員	見崎 史拓		

到達目標

(ア)法令の構造や基本的な法令用語を知ることで、具体的な法律の条文の形式的な意味をつかめるようにする。
(イ)刑事事件と民事事件について、それらがどういう目的で作られたことを知ることで、その違いを理解する。
(ウ)近代民法の基本原則について知るとともに、現代社会においてはそれが修正されていることを理解する。
(エ)契約が成立するための条件（成立要件）、契約が無効・取消し可能となる条件（有効要件）について理解する。
(オ)民法上の責任（債務不履行責任・不法行為責任）について、その法律要件と法律効果について理解する。
(カ)（著作権などの）知的財産権と所有権との違いを理解する。

ルーブリック

	理想的な到達レベルの目安	最低限の到達レベルの目安(可)	未到達レベルの目安
評価項目(A)	法令の構造や基本的な法令用語を知ることで、具体的な法律の条文の形式的な意味を理解し、説明できる。	法令の構造や基本的な法令用語を知ることで、具体的な法律の条文の形式的な意味を理解できる。	法令の構造や基本的な法令用語を知ることで、具体的な法律の条文の形式的な意味を理解できない。
評価項目(B)	刑事事件と民事事件について、それらがどういう目的で作られたことを知ることで、その違いを理解し、説明できる。	刑事事件と民事事件について、それらがどういう目的で作られたことを知ることで、その違いを理解できる。	刑事事件と民事事件について、それらがどういう目的で作られたことを知ることで、その違いを理解できない。
評価項目(C)	近代民法の基本原則について知るとともに、現代社会においてはそれが修正されていることを理解し、説明できる。	近代民法の基本原則について知るとともに、現代社会においてはそれが修正されていることを理解できる。	近代民法の基本原則について知るとともに、現代社会においてはそれが修正されていることを理解できない。

学科の到達目標項目との関係

学習・教育到達度目標 C2 世界の文化・歴史を理解し，人間に対する配慮を怠らない.
JABEE a 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
JABEE b 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任
本校教育目標 ① ものづくり能力

教育方法等

概要	この科目では、現代社会や法学Ⅰの授業で扱った日本国憲法や政治制度を踏まえ、法令の構造・裁判制度・民法を扱っていく。まず、裁判制度を踏まえて、法律家が何をしているのかを説明する。次に、民法が個人と個人の生活関係についてどのように定めているかを、契約・不法行為・物権（所有権）という視点から説明する。最後に、受講生の所属学科の割合に応じて、時事的な問題または専門分野と法学（とくに民事法）とが学際的に関連する内容を扱っていく。
授業の進め方・方法	授業内容を理解しているを確認するために、毎回、「小テスト」を実施する。また、「課題」として、やや難易度の高い問題を不定期に出題する。さらに、冬季休業の期間中に「レポート」を出題する。
注意点	「法学Ⅰ」を履修していると理解が深まるが、その科目の履修を前提としない。受講生の専門分野に応じて、授業の進み具合を変更したり、専門分野に関連する内容に変更することがある。

選択必修の種別・旧カリ科目名

授業計画

		週	授業内容	週ごとの到達目標
後期	3rdQ	1週	法の体系と形式―法の分類、近代民法の三大原則（私的自治の原則・所有権絶対の原則・過失責任主義）	法律学の体系を把握し、この授業の内容が、その法体系のなかのどの分野に属しているのかを知る。
		2週	法令の構成・表現―法令の構成（本則・附則など）・表現（本文・ただし書など）	法令・条文の構造をつかめるようになる。
		3週	法の適用―裁判制度、民事法と刑事法、審級制度、違憲審査制	刑事法と民事法について、それらがどういう目的で作られたことを知り、その違いを理解する。
		4週	法学における議論の特徴―法的三段論法、法律要件と法律効果	基本的な法令用語を知ることで、具体的な法律の条文の形式的な意味をつかめるようになる。
		5週	契約の成立要件―債権（債務）とは何か、契約の成立要件（申込みと承諾）	契約が成立するための条件（成立要件）が理解する。
		6週	契約の有効要件―公序良俗違反、意思の欠缺（心裡留保、虚偽表示、錯誤）、瑕疵ある意思表示（詐欺、強迫）	契約が無効・取消し可能となる条件（有効要件）について理解する。
		7週	契約の有効要件―公序良俗違反、意思の欠缺（心裡留保、虚偽表示、錯誤）、瑕疵ある意思表示（詐欺、強迫）	契約が無効・取消し可能となる条件（有効要件）について理解する。
		8週	契約の効力―債務不履行責任（強制履行、解除、損害賠償）	契約が無効・取消し可能となる条件（有効要件）、債務不履行責任について理解する。
	4thQ	9週	物権法の概観―物・物権とは何か、物権（所有権）の移転、対抗要件	物権（所有権）の意味を理解し、日本における所有権ルールを理解する。
		10週	不法行為法の重点学習―故意・過失、権利侵害、因果関係、損害	民法上の責任（不法行為責任）について、その法律要件と法律効果について理解する。
		11週	知的財産法の概観―物権（所有権）との異同、特許法・著作権法の概要	（著作権などの）知的財産権と所有権との違いを理解する。
		12週	工学分野と密接に関わる特別法―製造物責任・不正競争防止法などから、工学と法学と学際的に絡む問題を扱う	製造物責任・不正競争防止法などから、工学と法学と学際的に絡む問題を知る。

		13週	工学分野と密接に関わる特別法―製造物責任・不正競争防止法などから、工学と法学と学際的に絡む問題を扱う	製造物責任・不正競争防止法などから、工学と法学と学際的に絡む問題を知る。
		14週	総合問題―時事的問題または受講生の専門分野と法学が学際的に絡む問題を扱う	時事的問題または受講生の専門分野と法学が学際的に絡む問題を知る。
		15週	総合問題―時事的問題または受講生の専門分野と法学が学際的に絡む問題を扱う	時事的問題または受講生の専門分野と法学が学際的に絡む問題を知る。
		16週		

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
基礎的能力	人文・社会科学	社会	公民的分野	自己が主体的に参画していく社会について、基本的人権や民主主義などの基本原理を理解し、基礎的な政治・法・経済のしくみを説明できる。	3	
分野横断的能力	汎用的技能	汎用的技能	汎用的技能	書籍、インターネット、アンケート等により必要な情報を適切に収集することができる。	3	
				収集した情報の取捨選択・整理・分類などにより、活用すべき情報を選択できる。	3	
				収集した情報源や引用元などの信頼性・正確性に配慮する必要があることを知っている。	3	
				情報発信にあたっては、発信する内容及びその影響範囲について自己責任が発生することを知っている。	3	
				情報発信にあたっては、個人情報および著作権への配慮が必要であることを知っている。	3	
				複数の情報を整理・構造化できる。	3	
				課題の解決は直感や常識にとらわれず、論理的な手順で考えなければならないことを知っている。	3	
				どのような過程で結論を導いたか思考の過程を他者に説明できる。	3	
				適切な範囲やレベルで解決策を提案できる。	3	
				事実をもとに論理や考察を展開できる。	3	
				結論への過程の論理性を言葉、文章、図表などを用いて表現できる。	3	

評価割合

	定期試験	小テスト	課題	レポート	合計
総合評価割合	65	5	10	20	100
基礎的能力	65	5	10	20	100